

屋内における喫煙・裸火使用・火災予防上

危険な物品の持ち込み規制について



劇場、一定規模以上の店舗など不特定多数の人が出入りする場所等では、春日・大野城・那珂川消防組合火災予防条例により、「喫煙、裸火の使用、危険物品の持ち込み」を規制しています。

喫煙等が禁止されている場所を「指定場所」といい、指定場所で禁止されている行為を「禁止行為」といいます。

なお、事前に申請を行い、消防署長が定める許可基準に適合し、かつ火災予防上支障がないと認められる場合は、これらの行為を必要最小限で行うことができます。この手続きを「喫煙等許可申請」といいます。

【指定場所の例】

- 1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場の舞台又は客席（常設のものだけでなく、一時的に当該用途として使用する場合も含む。）
- 2 百貨店、マーケットその他の物販店舗又は展示場で、延べ面積 1,000 m²以上のものの売り場又は展示部分
- 3 キャバレー等、飲食店、旅館ホテルに設けられた舞台
- 4 その他

【禁止行為の例】

- 1 喫煙
たばこをライターなどで点火し、喫煙する一連の行為



- 2 裸火の使用
炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用するもの

熱源	裸火に該当するもの	裸火に該当しないもの
1 気体燃料（都市ガス、液化ガスなど）	右欄のようなものを除くすべてのもの	直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（F・F型等）
2 液体燃料（灯油、重油など）	  	
3 固体燃料（木炭など）		

電気	<p>1 赤熱部（真っ赤に熱する部分）が外部に露出しているもの</p> <p>2 外部に露出した発熱部の表面温度が概ね 400℃以上で、可燃物が触れた場合に瞬時に着火するおそれのあるもの</p>	<p>発熱部が燃焼室、風道又は庫内に面しているもの（トースター、ヘアードライヤー、ホットプレート、電気オーブン等）</p> 
----	---	--

3 危険物品の持ち込み

火災発生の原因となり、又は火災を拡大させる危険性が高い物品で以下のようなもの

消防法で定める危険物	可燃性ガス	可燃性液体類 可燃性固体類	火薬類
			

【禁止行為の許可】

禁止行為の許可にあたっては、消防署長が定める許可基準に適合し、かつ火災予防上及び人命安全上の観点から、社会的妥当性が認められる場合に、必要最低限の範囲で認めるものです。

★許可基準

★喫煙等許可申請書

春日・大野城・那珂川消防署
 予防担当
 TEL092-584-1198